

岡山県社会福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県社会福祉審議会条例（平成14年岡山県条例第16号。以下「条例」という。）第6条第5項、第8条第1項及び第5項並びに第11条の規定により、岡山県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠の委員の所属)

第2条 補欠の委員は、前任者と同一の専門分科会及び部会に属するものとする。

(会議)

第3条 審議会は、委員長が会議を開催するいとまがないと認めるとき又はやむを得ない事情があると認めるときは、持ち回りの方法により議事及び決議を行うことができる。

(専門分科会)

第4条 審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。

2 専門分科会の分掌は、別表第1のとおりとする。

3 条例第5条の規定は、専門分科会及び専門分科会長について準用する。ただし、専門分科会長が必要と認めるときは、持ち回りの方法により議事及び決議を行うことができる。

4 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議をもって審議会の決議とする。

(部会)

第5条 審議会は、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置くほか、児童福祉専門分科会に里親部会、児童相談部会及び事例検証部会を置く。

2 部会の分掌は、別表第2のとおりとする。

3 条例第5条の規定は、部会及び部会長について準用する。ただし、部会長が必要と認めるときは、持ち回りの方法により議事及び決議を行うことができる。

4 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉企画課において行う。ただし、専門分科会及び部会の庶務は、次の課において行う。

専門分科会

民生委員審査専門分科会	地域福祉課
身体障害者福祉専門分科会	障害福祉課
児童福祉専門分科会	子ども家庭課

部会

身体障害者福祉専門分科会審査部会	障害福祉課
児童福祉専門分科会里親部会	子ども家庭課
児童福祉専門分科会児童相談部会	子ども家庭課
児童福祉専門分科会事例検証部会	子ども家庭課

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成14年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

専門分科会名	分 掌
民生委員審査専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員の推薦に関する知事の諮問に対する答申（民生委員法第5条第2項） ・ 民生委員の再推薦命令に関する知事の諮問に対する答申（民生委員法第7条第1項） ・ 民生委員推薦会が再推薦しない場合の適任者の推薦に関する知事の諮問に対する答申（民生委員法第7条第2項） ・ 民生委員の解嘱に関する知事の具申への同意に係る審査（民生委員法第11条及び第12条）
身体障害者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者の福祉に関する知事の諮問に係る答申又は関係行政機関への意見具申（身体障害者福祉専門分科会審査部会の分掌を除く。）（社会福祉法第7条第1項及び第2項関係）
児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、妊産婦及び知的障害者に関する事項についての調査審議、知事諮問への答申及び関係行政機関への意見具申（児童福祉法第8条第2項及び第4項） ・ 児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすること（児童福祉法第8条第9項） ・ 児童養護施設への入所措置等に対する児童の意見又は意向に関する調査審議及び意見の具申（児童福祉法第11条第1項第2号リ） ・ 特定登録取消者に対する保育士又は地域限定保育士の再登録に関する知事の諮問に対する答申（児童福祉法第18条の20の2第2項又は同法第18条の33第4項において準用する同法第18条の20の2第2項） ・ 知事が保育所の設置を認可するとき意見を述べること（児童福祉法第35条第6項） ・ 設備又は運営が最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる児童福祉施設の設置者に対し、その事業の停止を知事が命ずるとき意見を述べること（児童福祉法第46条第4項） ・ 無認可児童福祉施設について、その事業の停止又は施設の閉鎖を知事が命ずるとき意見を述べること（児童福祉法第59条第5項） ・ 児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう知事が勧告するとき意見を述べること（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第3条） ・ 母子家庭の福祉に関する事項についての調査審議、知事諮問への答申及び関係行政機関への意見具申（母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条） ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の貸付けを県が停止するとき意見を述べること（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条） ・ 母子保健に関する事項についての調査審議、知事諮

	問への答申及び関係行政機関への意見具申（母子保健法第7条）
--	-------------------------------

別表第2（第5条関係）

部 会 名	分 掌
身体障害者福祉専門分科会 審査部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の指定に関する知事の諮問に対する答申（身体障害者福祉法第15条第2項） ・ 医師の指定の取消しに関する知事の諮問に対する答申（身体障害者福祉法施行令第3条第3項） ・ 障害程度の非該当認定に関する知事の諮問に対する答申（身体障害者福祉法施行令第5条第1項） ・ 障害認定に関し、知事に意見を述べること（身体障害者福祉法第15条第4項関係） ・ 指定自立支援医療機関の指定、指定の更新、指定の取消し等に関し、知事に意見を述べること（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条、第60条、第64条及び第68条関係） ・ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害認定に関し、知事に意見を述べること（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条及び第26条の5関係）
児童福祉専門分科会 里親部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事が里親の認定をするとき意見を述べること（児童福祉法施行令第29条）
児童福祉専門分科会 児童相談部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の措置等に関して報告を受け、知事に意見を述べること（児童福祉法第27条第6項）（児童虐待の防止等に関する法律第13条の5）
児童福祉専門分科会 事例検証部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析・検証を行い、知事に報告すること（児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項） ・ 被措置児童等虐待に関する届出を受理し、知事に通知すること（児童福祉法第33条の12第1項及び第3項並びに第33条の15第1項） ・ 知事から被措置児童等虐待に関する報告を受け、意見を述べること。また、必要に応じ調査を行うこと（児童福祉法第33条の15第1項から第3項まで） ・ 知事又は教育委員会から入園児童虐待に関する報告を受け、意見を述べること。また、必要に応じ調査を行うこと（学校教育法第28条第2項により読み替えられた就学前の子どもに対する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の6第1項から第3項まで）